

令和八年七月から

資源ごみ等の 持ち去りは 禁止 です



持ち去り行為 禁止対象物

缶・びん
ペットボトル
プラスチック製容器包装
小型金属
粗大ごみ(不燃小物類含む)
(※市が回収するものに限り)

情報提供 お願いします

持ち去り行為を発見した場合は直接声をかけずに日時や場所・特徴等を「家庭ごみ受付センター」へ情報提供をお願いします

譲渡しについて

条例では、古紙や古布、市の分別品目である資源(缶などの金属類やびん)を自らの意思で第三者へ譲り渡す行為は禁止されません。詳しくは、市のホームページよりご確認ください。

こちらの二次元コードから→



堺市家庭ごみ受付センター

0120-00-8400

携帯・IP電話からは **06-6485-5048**